

議案第 83 号

市川市土地開発公社定款の一部変更について

市川市土地開発公社定款の一部を次のとおり変更することについて、公有地の拡大の推進に関する法律（昭和 47 年法律第 66 号）第 14 条第 2 項の規定により議会の議決を求める。

平成 22 年 2 月 22 日提出

市川市長 大久保 博

市川市土地開発公社定款の一部を変更する定款

市川市土地開発公社定款（昭和 50 年 7 月 18 日施行）の一部を次のように変更する。

第 5 条中「市川市公告式条例」の次に「(昭和 25 年市川市条例第 40 号)」を加える。

第 6 条第 1 項第 1 号中「、副理事長及び専務理事」を「及び副理事長」に改め、同条第 2 項を次のように改める。

2 理事長は、常勤とすることができる。

第 6 条に次の 1 項を加える。

3 常勤の理事として専務理事 1 名を置くことができる。

第 16 条第 1 項第 3 号中「損益計算書」の次に「、キャッシュ・フロー計算書」を加える。

第 20 条第 1 項中「及び運用財産」を削る。

第 22 条中「損益計算書」の次に「、キャッシュ・フロー計算書」を加える。

附 則

この定款は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

## 理 由

市川市土地開発公社の理事長の職責を勘案し、理事長を常勤とすることができることとするとともに、必要に応じて常勤の専務理事を置くことができることとするほか、所要の改正を行う必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。